

石巻市監査委員告示第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定に基づき、監査の結果に関する報告を次のとおり公表します。

なお、同法第199条の2の規定に基づき矢川昌宏監査委員は除斥しました。

令和3年4月27日

石巻市監査委員 堀内賢市

石巻市監査委員 渡辺拓朗

- 1 監査対象団体 石巻市復興まちづくり情報交流館運営協議会
- 2 監査対象範囲 令和元年度公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行
- 3 監査対象施設 石巻市復興まちづくり情報交流館中央館
(所管課：総務部秘書広報課)
- 4 監査期間 令和3年1月22日から同年4月27日まで
- 5 監査場所 石巻市監査委員事務局及び現場
- 6 監査結果 令和元年度の公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行について、提出された帳簿及び証拠書類に基づき事務処理状況を試査したところ、特に指摘事項は認められませんでした。